

令和7年三春滝桜売店出店要項

令和7年2月5日版

運営管理者：三春町

株式会社三春まちづくり公社

1 出店概要

三春滝桜売店出店

- (1) 出店期間 三春滝桜の開花期間 ※開花状況により変更します
- (2) 出店時間 6:00～18:00(ライトアップ時は、～21:00まで)
- (3) 出店場所 桜久保売店(大字滝字桜久保206-2ほか(町有駐車場))



【図1 桜久保売店(桜久保206-2ほか)】

2 出店資格

下記の(1)～(3)のすべてに該当すること。または、(4)に該当すること。

- (1) 三春町内において、営業している法人、個人または団体であること。
- (2) 三春町商工会の会員、または、みはる観光協会の会員であること。
- (3) 暴力団及び反社会的勢力の関係者以外であること。
- (4) その他、運営管理者が認めたものであること。

※名義貸し・又貸し、虚偽の記載による出店は認めない。

3 販売物の基準・条件

- (1) 三春町の産品を積極的に販売すること。
- (2) 飲食物の提供にあたっては、三春町の農産物を積極的に取り入れること。

4 出店費用

(1) 出店料(行政財産使用料)

金額	規格	納入先	納入期限
100,000 円(税込)	町有駐車場 桜久保売店(桜久保 206-2 ほか)	三春まちづくり公社	出店許可書 交付日に納入

(2) 環境保全料

金額	規格	納入先	納入期限
36,000 円(税込)	ゴミ回収・くみ取り等経費	三春まちづくり公社	出店許可書 交付日に納入

(3) コンテナハウスレンタル料(電気使用料含む)

金額	規格	納入先	納入期限
①152,000 円(税込) ②182,000 円(税込)	①連結 (5,400×2,400)×2 ②連結 (7,200×2,400)×2 ※テーブル3台、椅子2脚含む	三春まちづくり公社	出店許可書 交付日に納入

(4) 水道引込料 ※コンテナハウスのみ

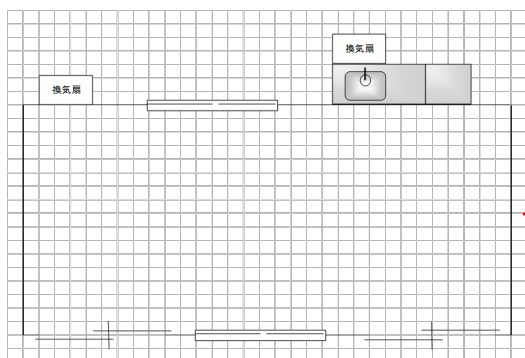
金額	規格	納入先	納入期限
38,500 円(税込)	シンク設置、水道使用料含む	三春まちづくり公社	出店許可書 交付日に納入

(5) キッチンカー水道光熱費 ※キッチンカーのみ

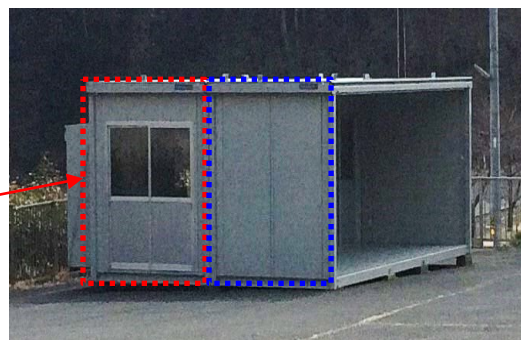
金額	規格	納入先	納入期限
25,000 円(税込)	水道使用料	三春まちづくり公社	出店許可書 交付日に納入
25,000 円(税込)	電気使用料	三春まちづくり公社	出店許可書 交付日に納入

(6) その他

金額	規格	納入先	納入期限
必要に応じた費用	コンテナハウス・鍵・備品の破損、 紛失等	各業者	別途、定める



【図2 コンテナハウス間取り】



【図3 コンテナハウス参考写真】

※シンクは、オプション(水道引込)とする。

※コンテナハウスは、前後で連結し、前部分は軒下として使用する。

※コンテナハウス、その他備品の破損、紛失等に関する修繕費用等は、出店者の負担とする。

※コンテナハウス等は、使用后、清掃等を行い現状回復すること。

(7) 出店の辞退

出店の許可後に、出店者の都合により出店を辞退する場合は、出店辞退届を運営管理者へ提出すること。その場合でも、納入された出店料及びコンテナハウスレンタル料は返還しない。

5 食品の取り扱い

- (1) 食品衛生法に基づく「営業許可申請」及び「営業届」等は、各自、保健所で所定の手続きを行うこと。
なお、出店者と同じ名義で手続きを行うこと。保健所から交付された許可指令書(許可証)又は営業許可を受けたことを証する証明書は、出店施設の見やすいところに掲示すること。
- (2) 食品衛生法を遵守し、飲食物の取り扱いについて、細心の注意を払うこと。

6 電気・火気の取り扱い

(1) 電気

- ・使用可能電気量は、1店舗あたり、2,000W までとする。
- ・電気を使用する場合、「使用電気器具確認書」を提出すること。
- ・使用可能電気量を越えて電気を使用してブレーカーを落とし、商品等に損害がでて、運営管理者はその責を負わない。
- ・使用可能電気量を越えて電気を使用して共用のブレーカーを落とし、他店の商品等に損害を与えた場合は、双方の話し合いによって解決すること。

(2) 火気の取り扱い

- ・火気(ストーブ等を含む)を使用する場合、「使用火気器具等確認書」を提出すること。
運営管理者が各出店者から提出された火気器具等確認書をまとめ、「露店等の開設届出」を消防署に提出する。
- ・ガスコンロ等は、不燃物の台に設置し、耐火ボード等で囲い、使用すること。
- ・使用する燃料(木炭、揚げ油など)に合わせて、十分な消火能力のある消火器を設置すること。
- ・ガスボンベ等の取り扱いに十分注意すること。
- ・電気器具等を用いて加熱、保温等を行う場合は、器具の表面に可燃物が触れ発火しないよう注意すること。

(3) 給排水

- ・水道施設を売店エリア内に2箇所設置する。
- ・使用した油(油分が含まれているもの)は、出店者が処理すること。店舗内のシンク、共同洗い場、側溝等へ流さないこと。残飯などの固形物も同様とする。
- ・残飯などは、水切りして燃えるゴミとして捨てること。

7 出店申込書類

(1)三春滝桜出店申込書 : 必要事項を記載し、令和7年2月28日(金)までに株式会社三春まちづくり公社へ提出すること。

(2)使用電気器具確認書

(3)使用火気器具等確認書

(4)出店事項に係る誓約書

(5)暴力団排除に係る誓約書

別途、提出期日を定める。

※出店申込書を受理後、運営管理者で出店資格の審査を行い、出店の可否を決定(申込者へ通知)します。

※運営管理者が発行する「出店許可証」は、出店施設の見やすいところに必ず掲示すること。

※出店申込書に記載した商品以外を追加で販売する場合は、その都度商品リストを提出すること。

8 通行許可申請・搬入・搬出・駐車場

滝桜周辺道路において、歩行者の安全確保、生活路線の確保、渋滞緩和を目的とした交通規制を実施(令和7年3月22日~4月20日(予定))する。交通規制の期間中に規制区間を通行する際は、許可が必要となる。

(1)通行許可申請書

①提出先 株式会社三春まちづくり公社

②搬入・搬出用通行許可申請書(様式2:搬入車両用)

搬入・搬出を目的とし、桜久保売店エリアへの進入を許可するもの。

③販売スタッフ用通行許可申請書(様式3:滝滑津線)

販売スタッフなどの通行、出店車両駐車場(図5)への駐車を許可するもの。

※出店者(申請者)が、自身の取引業者に係る通行許可書を取りまとめること。出店者以外、取引業者個別での申請は受け付けない。

※通行許可申請書(様式2:搬入車両用)は、1業者につき車両2台までとする。

ただし、搬入車両が複数台ある場合も申請書に車両ナンバーを記載すること。

(2)通行許可証

通行許可申請書を受理後、運営管理者で内容の審査を行い、通行許可証を発行する。

※「通行許可証」は、常に車両フロントへ掲示し、警備員等が確認できるようにしておく。

※許可証の貸借、譲渡行為は禁止とする。

(3)搬入・搬出

・運営管理者が指定する場所で行うこととし、終了後、速やかに指定の駐車場へ移動すること。

・売店エリア内での駐車は厳禁とする。

・搬入、搬出等の移動にあたっては、安全確認等に十分努めること。

- ・搬入、搬出エリアの開放時間は 6 時～9 時、12 時～15 時、18 時～21 時し、これ以外の上場は認めない。ただし、ゴミ収集車、緊急車両、ルート配送者等についてはこの限りではない。

(4) 駐車場

- ・出店に係る車両は、滝の平駐車場とする。
- ・必ず、通行許可証を掲示し、駐車場内警備員の誘導に従うこと。



【図4 搬入・搬出エリア(桜久保売店)】



【図5 出店車両駐車場】

9 スタッフパスの発行

出店による販売員等(観桜を目的外とする)へ、スタッフパスを発行する。「搬入・搬出用通行許可申請書(様式2)」の「スタッフ人数」項目へ必要な人数を記載する。

※通行許可書と同様、出店者以外の取引業者個別の申請は受け付けない。

※管理時間内は、入口ゲートでスタッフへ必ずスタッフパスを提示すること。

※料金所、入口ゲートでトラブルが起こらないよう、出店者が管理すること。

※出店者都合の一時的な入場(集金・商品受け取りなど)は、運営管理者は一切関与しない。

10 清掃・ゴミ

(1) 出店者は、出店場所及びその周辺の清掃・整理整頓を行い、清潔に保つこと。

(2) ゴミは、定められた場所へ分別して適正に処理すること。

(3) 売店エリア内にゴミステーションを設置する。観桜時間内はスタッフを配置する。

11 注意事項

- (1) 強風対策のため、のぼり旗等は、屋根より高く設置しないこと。また、看板等は落下防止の措置を講じること。
- (2) 拡声器の使用や過度の客引きなど来訪者が不快に感じる行為は認めない。また会場外での販売行為、BGMを大音量で流す等の行為は禁止とする。
- (3) 酒類の販売を行う場合は、各自、税務署で所定の手続きを行うこと。
- (4) 販売に関するクレームは、出店者自らが対応すること。
- (5) 保健所等によるいかなる行政処分に対しても、運営管理者は一切責任を負わない。
- (6) コンテナハウス及び段差解消の足場をはみ出しての商品の陳列、看板、のぼり等の設置は行わないこと。
- (7) 営業時間中は、店舗を管理する者(担当者等)が常駐すること。
- (8) 関係法令を遵守すること。

12 出店取消

下記の要件に該当した場合、期間内であっても出店を取り消すものとする。また、この場合出店料等の返還は行わない。

- (1) 出店者が本要項・出店条件等に違反した場合
- (2) 運営管理者が不適切と判断した場合
- (3) 名義貸し・又貸し、虚偽の記載による出店が判明した場合。

13 その他

この要項に定めのない事項等については、運営管理者及び出店者で協議し、決定する。